



安全衛生

あれこれ

62

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

労災の不正で監督署が告訴

～休業補償の期間を水増し～

今回は特殊な事件を紹介し

ます。昨年12月、愛知県外の

A監督署（以下「A署」）は

労災保険の休業補償給付に関

して、元労働者B（30歳代）

を刑法の「有印公文書変造及

び同行使の罪並びに詐欺未遂

の罪」でC警察署に告訴した

ことを公表しました。告訴内

容は、被告訴人（元労働者

した疑いです。

監督署では、労働基準法、労働安全衛生法等については、法の定めにより労働基準監督官が刑事訴訟法の規定により司法警察官として職務を行います。本件はその対象外の刑法犯であるため、司法処理は監督署の告訴等により警察署が担います。別掲に告訴条文と罰条をまとめました。多くの方にとって刑法の個別条文を見る機会は少ないでしょう。「コロナ給付金詐欺」「オレオレ詐欺」もこれらの条文を根拠にして捜査されて

本件の告訴条文と罰条

【刑法 第155条（公文書偽造等）】

行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

【2】公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

【同法 第158条（偽造公文書行使等）】

第154条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第1項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者同一の刑に処する。

【同法 第246条（詐欺）】

人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

【同法 第250条（未遂罪）】

この章の罪の未遂は、罰する。

いると思いました。

さて、当該事件の告訴内容は2件であり、第一が「被告訴人は、令和6年4月24日から同年4月30日までの間に、休業補償給付を受給する目的で、休業補償給付支給請求書に医師が作成した『診療担当者の証明』欄の記載をより多くの休業を必要としたかのよう

し、もって公文書を変造し同文書行使した」ものです。

第二は「被告訴人は、本来5日分の休業補償給付を受ける権利のみ有していたところ、令和6年4月30日、改ざんした休業補償給付支給請求書をA署の窓口へ提出することにより受付担当者を欺（き）し、31日分の同給付を受ける権利を有しているものと誤認させ、26日分多く受給することを試みたが、A署職員が審査を行

うにあたり休業補償給付支給請求書の改ざんに気づき、受給に至らなかった」とされています。

告訴に当たりA署は次のとおりコメントしています。

「労災保険に係る不正請求事件が社会一般に与える影響は多大なものがああり、労災保険制度に対する不信を招来するのみならず、正当な受給者及び事業主の遵法意識を低下させ、本制度の適正な運営を大きく阻害することになりかねない。従って、A署においては、不正請求に対して毅然とした態度で臨んでいる」

労災保険制度は、我が国が築き上げた大切な社会保障制度の一つです。あつてはならない労災事故ですが、防止措置に努めると共に万一の場合の労災保険の手続きは、適切に行って欲しいものです。事業場の管理者は被災労働者を温かく看護し不正を生じさせない心のケアも重要と考えました。また、被災労働者の負担を少しでも軽減するために「労災上乗せ保険」の加入も検討したい事柄です。